

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税、軽自動車税、自動車取得税、都市計画税）		
要望項目名	独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>①（独）国立健康・栄養研究所と（独）医薬基盤研究所を統合し、全額国出資（予定）の新たな独立行政法人を設立すること。</p> <p>②（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働者健康福祉機構を統合し、全額国出資（予定）の新たな独立行政法人を設立すること。</p> <p>③（独）雇用・能力開発機構の廃止に伴い、職業能力開発業務等については、（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管し、勤労者財産形成業務については、（独）勤労者退職金共済機構に移管すること。</p> <p>④（独）国立病院機構の役職員の身分の非公務員化について所要の検証等を行うこと。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①②（独）国立健康・栄養研究所と（独）医薬基盤研究所の統合及び（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働者健康福祉機構の統合により新たに設立する独立行政法人については、今回の要望の税目について、それぞれの法人に対して講じられている非課税措置と同等の措置を講ずること。</p> <p>③（独）雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務、勤労者財産形成業務等について、組織の移管を図ることに伴う非課税措置を講ずること。</p> <p>④（独）国立病院機構については、「独立行政法人整理合理化計画」において「非公務員化について、平成20年中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。」とされたところ。</p> <p>現在は、非公務員化の方向で、現場での点検を含めた所要の作業を進めているところであるが、その身分の非公務員化を行うこととした場合においても、現行の非課税措置の適用を継続すること。</p>		
関係条文	〔 地方税法第73条の4第1項第13号、第348条第2項第16号及び第43号 等 〕		
要望理由	<p>①（独）国立健康・栄養研究所と（独）医薬基盤研究所の統合により新たに設立する独立行政法人については、全額国出資の法人として設立予定であり、現行の2法人の業務を承継することから、これらの業務を一層推進するためには、今回の要望に係る税目について、両法人に対して講じられている非課税措置と同等の措置を講ずることが必要である。</p> <p>②（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働者健康福祉機構の統合により新たに設立する独立行政法人については、全額国出資の法人として設立予定であり、現行の2法人の業務を承継することから、これらの業務を一層推進するためには、今回の要望に係る税目について、両法人に対して講じられている非課税措置と同様の措置を講ずることが必要である。</p> <p>※ 研究業務の一層の推進のため、平成23年4月までに（独）労働安全衛生総合研究所又は統合独立行政法人に対し、新たに国有財産を譲渡することを予定している。</p> <p>③（独）雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務、勤労者財産形成業務等については、非課税措置が講じられていることから、組織の移管に当たっては、業務の円滑な実施のため、移管先においても非課税措置を講ずることが必要である。</p> <p>④（独）国立病院機構について、所要の検証等を行い役職員の身分を非公務員化した場合においても、全額国出資法人であること及び国から承継した業務を引き続き実施すること等から引き続き税制上の措置を講ずることが必要である。</p>		
減収見込額	（初年度） - （-） （平年度） - （-） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>①～④について 現行の独法について非課税措置。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p> <p>①～③について 運営費交付金、出資金等。④について 財政融資資金、運営費交付金、出資金等。</p>	
	22年度の要望	<p>・ 国税</p> <p>①～②について 主体非課税を要望。③について 国税について、（独）雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務等や勤労者財産形成業務の組織移管に係る非課税措置を要望。④について（独）国立病院機構について、現行の非課税措置の適用を継続すること。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p> <p>①～②について 運営費交付金（現時点では具体的に要望していない）。③について 運営費交付金、補助金（雇用支援・財形・施設整備）（現時点では具体的に要望していない）。④について 財政融資資金、運営費交付金。</p>	
過去の要望経緯	昨年度に要望（平成21年度要望）。		
本要望に対応する縮減案	なし。		